

令和3年  
10月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



## 令和3年10月の税務と提出期限

- ① 10月12日・・・令和3年9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 11月1日・・・令和3年8月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナ禍により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、「申請書」を提出し期限の延長が認められます。

## 今月の気になった記事

- ① **新設された低未利用地譲渡に係る100万円控除**・・・昨年7月より、土地の譲渡を促進するため創立された制度で、2022年末迄の期限。長期譲渡所得の土地を500万円以下で売却した場合100万円を限度に控除できる
- ② **納税地、国税と地方税の違い**・・・国税の納税地は、全国524の税務署が管轄する納税者の所在地を指す。これは、市区町村といった行政単位とは異なるため、住所と税務署の確認が必要だ。また、国税より間違えやすいのが地方税。例えば、会社が、本店と別の地域に支店があるものの、実際には倉庫のような場合だ。このような場合。地方税の納付先は、本店（事業所）がある地域の都道府県税事務所と市区町村となる。
- ③ **社長の平均年齢62.5歳で高齢化率上昇**・・・東京商工リサーチ調べ 2009年度以降、社長の高齢化が進む年齢分布では、70代以上が31.8%、60代27.8%、50代23.7%となり、企業成績は社長の年齢に反比例する傾向がみられた。2020年休廃業・解散した企業の社長の平均年齢が70.3歳だった。

# 消費税インボイス制度 10月1日スタート!

令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

**適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。**

## I 適格請求書等保存方式の概要等（適格請求書等保存方式の概要）

【問】 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の概要を教えてください。

【答】 令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、

**「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。**

適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号（令和3年10月から登録申請の受付開始）、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

また、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）は、

開始後6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、

免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

**この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。**

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

## II 適格請求書発行事業者の登録制度（登録の手続）

【問】 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】 適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出する必要があります。

登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。また、適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」（令和3年10月運用開始）において公表されます。

## III（登録申請のスケジュール）

【問】 登録申請書の提出は、令和3年10月1日から行うことができるとのことですが、インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

【答】 インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、**原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。**

# デジタル庁が9月1日発足。

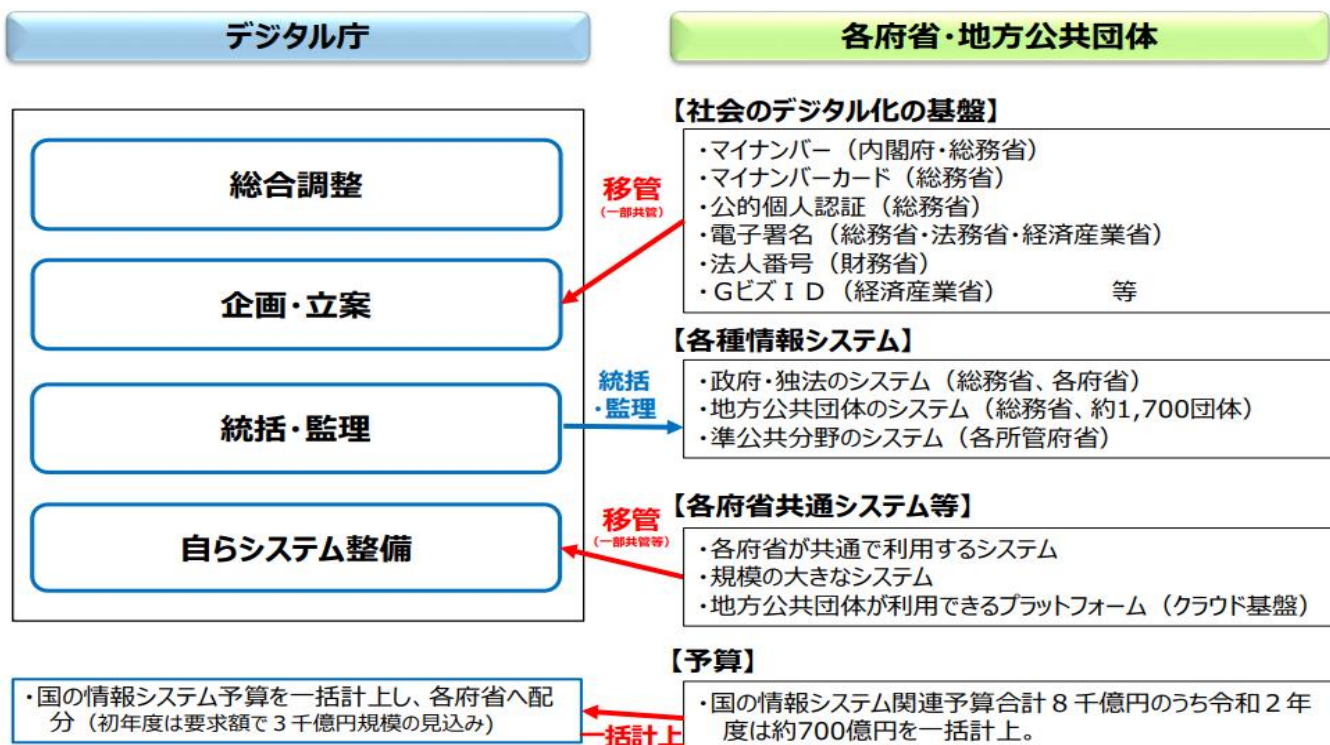
デジタル庁は、省庁を横断した勧告権など強い権限を持つ。その主要任務は、「全国自治体のシステムの共通化」と「マイナンバー制度の普及・活用」だ。

## 1 活用のスケジュール

2021年10月から～医療機関や薬局での健康保険証としての利用が始まる。

2022年以降 ～銀行口座とマイナンバーの紐付け。災害時の給付金が迅速に受け取れる仕組み

2024年末迄 ～運転免許証との一体化を目指す。



## 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1. 青色申告、取消後2年は再承認不可。

複式簿記によって帳簿を作成しその記帳をもとに税務申告する「青色申告制度」は、65万円控除等数々の特典があり、1千万円以上の所得の事業者の約8割が青色申告を選択している。税務調査で無申告が判明したとき等行われる青色申告の取り消しがあった場合、青色申告の申請は1年後となる。

### 2. 獲得した懸賞の景品の税金

懸賞で、賞金や景品を得ると、その景品は一時所得として所得税の対象となる。ただ一時所得は50万円の特別控除があるので、50万円以下の場合には税金の対象とならない。50万円を超過したらその1/2が課税対象となる。商品券や現金は額面だが、物品の場合は「通常の販売価額の60%」で評価する。

### 3. グローバル企業の納税状況は？

世界各国で事業展開するグローバル企業は、事業活動や事業規模に見合った納税をしているのだろうか？ 欧州連合（EU）では、企業の国ごとの納税額を開示するルール作りが進んでいる。企業にとっては、納税額はセンシティブな情報で、積極的に開示する企業は少ない。